

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 7 の第 1 号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 市設建築物（庁舎等）の個別施設計画に基づく維持管理に関する事務

所 管 所 属：都島区役所

通 知 日：令和 7 年 3 月 4 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	法定点検の実施について改善を求めたもの フロン排出抑制法に基づく点検について、簡易点検が実施されていない施設や簡易点検及び定期点検は実施されているが点検の記録が保存されていない施設が確認された。 【指摘事項】 都島区役所は、フロン排出抑制法に基づく簡易点検を適切に実施し、点検の記録を保存する仕組みを構築されたい。	・区役所庁舎及び保健福祉センター分館において、令和 6 年 8 月 30 日に簡易点検を実施し、都市整備局作成の「日常点検チェックシート」の点検項目のうち、フロン排出抑制法に基づく簡易点検に該当する点検項目に「※フロン排出抑制法に基づく簡易点検含む」と補記し、日常点検時にもれなく点検を行ったのち、記録をデータ化して、課内ミーティングで共有することとした。また、人事異動後も継続して実施できるよう、事務分担表に日常点検作業を追記した。 ・都島区民センターにおいては、指定管理者においてフロン排出抑制法に基づく簡易点検を適切に実施していたものの点検記録を保存していなかったことから、実地調査後速やかに指定管理者に対して、簡易点検を行った際は点検記録を保存するよう指示し、令和 6 年 9 月 27 日に記録を保存した。 その後、日常点検チェックシートを当施設に対応した仕様に修正したものを指定管理者に提供するとともに、指定管理者から区役所あてに提出する月次報告書に同チェックシートを添付することとし、簡易点検記録を保存する仕組みを構築し、令和 6 年 11 月 5 日から運用を開始した。	措置済	令和 6 年 11 月 5 日
2	日常点検の実施方法について改善を求めたもの 日常点検について、日常確認及び日常点検チェックシートを活用した定期確認が実施されていなかった。 【指摘事項】 都島区役所は、関係職員に日常点検ハンドブックに示されている日常点検の実施方法を理解させた上で、適切に日常点検を実施するとともに、定期確認を実施した記録を作成し、組織で共有されたい。	・区役所庁舎及び保健福祉センター分館において、都市整備局作成の「市設建築物 日常点検ハンドブック」等を用い、日常点検の必要性や実施方法のほか、日常点検チェックシートを活用して行う定期確認や、開館時や閉館時など、折に触れエレベーターの稼働状況や空調機器周辺など日常確認を行うことについて課内ミーティングで関係職員に周知を行った。 ・令和 6 年 8 月から日常点検チェックシートを用いた定期確認を実施し、実施後は、結果をデータ化したうえで月次の課内ミーティングで担当職員間で共有することとし、日常確認時の不具合等についてはこれまで同様、担当職員間で情報を共有したうえで対応を検討することとしている。 ・都島区民センターにおいては、指定管理者において日常確認及び定期確認を実施していたものの定期確認の記録を保存していなかったことから、実地調査後速やかに指定管理者に対して、定期確認を行った際は点検記録を保存するよう指示し、記録を確認した。 その後、日常点検チェックシートを当施設に対応した仕様に修正したものを指定管理者に提供するとともに、指定管理者から区役所あてに提出する月次報告書に同チェックシートを添付することとし、定期確認記録を保存する仕組みを構築し、令和 6 年 11 月 5 日から運用を開始した。	措置済	令和 6 年 11 月 5 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	施設カルテの整備について改善を求めたもの 施設カルテの更新は行われていたが、点検での指摘内容、緊急度などの入力不足していた。 【指摘事項】 都島区役所は、関係職員に施設カルテ整備・更新の重要性を再認識させた上で、入力内容の不備について修正を行うとともに、更新状況を確認する仕組みを構築されたい。	・区役所庁舎及び保健福祉センター分館において、都市整備局作成の施設カルテ整備・運用方法研修資料を用い、施設カルテ整備・更新の重要性等について課内ミーティングで関係職員に周知を行った。 ・また、保守点検に関する記録を再度精査し、点検時の指摘事項等を施設カルテへ追記するとともに、決裁時には承認者及び決裁権者が点検での指摘内容と更新後の記録を突合することとし、令和6年12月27日に決裁を行った。 ・令和7年度より、「保守点検・修繕等包括的業務委託」受託事業者において施設カルテへの点検状況等の記録が行われることになるが、決裁時に更新内容と点検での指摘内容等を突合して、更新状況を確認していく。 ・都島区民センターにおいては、施設カルテ整備・更新の重要性について理解し、更新作業に努めていたものの、一部入力漏れ等があったことから、改めて担当職員が令和5年度の点検での指摘内容等を再確認し、全件入力を行った上で、令和6年10月10日に担当課長までの決裁を行った。 今後も、施設カルテ更新の照会（年1回）の際に入力内容に不備がないよう前年度の点検での指摘内容等と突合した上で更新を行う。	措置済	令和6年12月27日